

**平成29年度 第4回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
議事録**

〔会議概要〕

日時	平成30年 1月15日（月）午後2時30分から
場所	佐倉市役所社会福祉センター地下研修室
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 第7期高齢者福祉・介護計画の素案について (2) 地域包括支援センター評価結果について 3. 閉会
出席委員 （11名）	会長：岩淵康雄（医師） 副会長：深沢孝志（社会福祉協議会） 委員：秤屋尚生（歯科医師）、粟生和明（民生委員・児童委員）、 川崎順子（高齢者クラブ）、寺田洋介（施設介護サービス事業者）、 大野哲義（在宅介護サービス事業者）、國本幸栄（公募市民）、 根本弘子（公募市民）、村田修造（公募委員）、松井強（公募市民） ※欠席委員：2名（住吉委員、鈴木委員）
事務局	福祉部：佐藤部長 高齢者福祉課：三須課長、関口主幹（生きがい支援班長）、 富岡主査（包括支援班長）、山本主査（包括ケア推進班長）、 平岡副主幹（介護給付班長）、菅澤主査（介護認定班長）、 石橋主査補（包括支援班）、緑川主査（包括ケア推進班）、 里吉主査補（包括ケア推進班）、 大久保主査補（介護資格保険料班）、上田主査補（介護認定班）、 伊藤主任主事（生きがい支援班） 企画政策部：柳田参事（オブザーバー）
その他	傍聴者3名

【議事録】

発言者	内容
<p>○高齢者福祉課長（三須）</p> <p>□会長</p>	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいまより、「平成29年度第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」を開催します。</p> <p>なお、本日の会議ですが、議事録作成のために録音していますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前配布資料として、会議次第、それから資料1「第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画（素案）」、資料2「地域包括支援センター評価結果について」となります。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、会長に議長をお願いします。</p> <p>規定により、会長が会議の議長を務めることとなっていますので、私のほうで進行させていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>まず、委員の出席状況ですけれども、今日は委員2人が欠席ですが、当会の設置要綱第7条第2項により、「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」となっており、11人出席で委員の過半数が出席していますので、会議は成立します。</p> <p>また、今日は傍聴の方がいらっしゃいます。会議は公開することが原則ですが、公開することにより、公正、円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、会議の中で決定することにより、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっています。本日の会議については、傍聴を認め、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>では、傍聴を認め、会議を公開することとします。</p>
<p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（関口）</p>	<p>次第にしたがい、議事を進めます。</p> <p>まず、議事（1）「第7期高齢者福祉・介護計画の素案について」ですが、これ結構ボリュームが多いので、第1部、第2部、第3部に分けて、それぞれ区切って説明等していく形でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局からよろしくお願いします。</p> <p>第7期高齢者福祉・介護計画の素案について、資料に基づき、第1部を説明します。資料の5ページ、第1部「総論」です。</p> <p>次のページから第1章「計画の概要」ということで、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、計画の策定体制と進行管理を記載しています。</p> <p>11ページからの第2章「計画策定の基本条件」。人口や高齢化率の実績と推計、高齢者世帯の実績、要支援・要介護認定者数などの実績と推計、介護</p>

発言者	内容
	<p>サービスの受給状況を、16ページは、市民等への各種の実態・意向調査の概要、17ページからは、その調査結果、分析を記載しています。</p> <p>続いて26ページ、第3章「計画の基本理念や取り組み」。基本理念については、前回、第6期と同じものを基本理念としています。30ページには各施策のうち重点を置き取り組む施策、「介護予防の総合的な推進」、「認知症にやさしい佐倉の推進」、「介護保険サービスの充実」を挙げています。この内容については、第2部にて説明します。</p> <p>第1部については、前回の会議でも提示していますので、これにて説明を終わります。</p>
□会長	<p>以上のところで、何かご質問やご意見はありませんか。</p> <p>この内容は、前回の会議でも説明されていますので、もしよろしければ、それでは、ちょっと足早ですが、後ろが長いので、次に第2部の説明をお願いします。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>第2部「施策」について、重点施策のうち、「介護予防の総合的な推進」、「認知症にやさしい佐倉の推進」については私から、「介護サービスの充実」については、担当から説明します。</p> <p>では45ページ、第1章の4「介護予防の総合的な推進」です。</p> <p>(1) 一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。細かな事業内容については、①～⑤の事業を展開していきます。</p> <p>続いて47ページ、(2) 介護予防・生活支援サービス事業。要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるような支援を目的としています。事業内容については、①～④ですけれども、その中で「*」がついている事業は、平成30年度の新規事業として提案中で、まだ実施は確定していません。31年度以降は、30年度の状態により実施方法を検討します。</p> <p>続いて49ページ、(3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備。単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な生活上の困りごとに対する支援が必要で、そのために、生活支援コーディネーターの配置など2項目の事業を実施します。</p> <p>続いて54ページ、第2章の2「認知症にやさしい佐倉の推進」。</p> <p>(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発。認知症に関する正しい知識や接し方などを学んで、認知症の人とその家族を地域であたたかく見守る</p>

発言者	内容
<p>○高齢者福祉課（平岡）</p>	<p>認知症サポーターを養成するための講座等を開催します。</p> <p>（２）認知症の人と介護者を支えるネットワーク強化。認知症の早期診断、早期対応をおこなうために、支援する関係者間が連携して、状態に応じた適切なサービスを提供する体制を強化します。これについては、物忘れ相談など４項目の事業を取り組みます。</p> <p>（３）認知症の人とその家族の視点を重視したやさしい地域づくり。各地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、日常生活圏域ごとのオレンジカフェの開催や認知症高齢者声かけ訓練の実施など、高齢者の方とその家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。</p> <p>以上、重点施策の２項目を説明しました。</p> <p>続いて６４ページ、第３章の２「介護保険サービスの充実」です。こちらは、介護保険者として適切な介護保険の運営に資するための取り組み事項を掲載しています。</p> <p>まず、（１）介護保険サービスの推進では、先の在宅介護実態調査等で得られたサービス前提となる事業所整備の考え方と質の向上に向けた事業所への支援、そして、共生型サービスへの取り組みを掲げています。この共生型サービス、今回あらたに計画に位置づけたもので、障害のある人が６５歳以上になっても、引き続き使い慣れた事業所でサービスを利用しやすくする観点から、高齢者や障害者が共に利用できるサービスとして創設される予定のものです。本市でも、障害のある人が通い慣れた障害福祉サービス事業所で介護保険サービスを受けることができるよう、障害福祉担当部署と連携し、共生型サービス事業所の設置について取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>続いて６５ページの中段、（２）介護保険制度の円滑な運営及び給付の適正化です。指定事業所への実地指導や適切な要介護認定、そして介護給付費適性化事業の推進や低所得者等への負担軽減等、第６期計画で実施していた各事業を継続しておこなっていきます。なお、実地指導等に関しては、現在は県で指定や指導事務をおこなっている、居宅介護支援事業所と平成２９年４月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者への指導についても、本年４月から市に指定権限が移譲される予定です。</p> <p>続いて６７ページ、（３）介護サービスの質の向上です。利用者の苦情や相談への対応にかかる苦情相談体制の充実及び介護相談員派遣事業の実施に加え、今回の計画であらたに介護人材の確保に関する取り組みと介護従事者への支援をおこなっていきます。</p> <p>６８ページの（４）介護保険などに関する情報の提供・周知啓発です。今後ますます高齢化が進展する中で、介護保険サービスを必要とする方に適切な情報が伝わるよう、制度や事業者に対する情報提供を、きめ細やかな広報、啓発活動により努めていきます。</p> <p>以上が第２部の説明となります。</p>

発言者	内容
□会長	以上の説明に関して、何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。
□A委員	第7期の見込みの欄なのですが、全体的にこの見込みというのは、何をもとに数字を出しているのでしょうか。例えば46ページもそうなのですが、これ以降に出てくる介護保険サービスとかもですね、見込みはどこから出しているのですか。
○高齢者福祉課（山本）	まず46ページ、介護予防普及啓発事業による見込みについては、現況の実績に基づいて、次年度以降の開催回数等を定めているものです。③の地域介護予防活動支援事業については、介護予防ボランティアの養成について、実際にこのくらいの人数を公募していく計画をしていますので、その人数を掲載しています。また、補助金の交付については、今年度は37団体に補助金を出していますが、今後も活動団体を増やしていきたいということから、年間30団体ずつ増やすということで、その数字を出させてもらっています。
□B委員	<p>質問と少し提言もあるかなというところなのですが、51ページ、一番上の③高齢者台帳への登録であるのですが、この文章読んでみると、年齢とかひとり暮らしになると自動的に高齢者台帳に登録されてしまうような書き方ですが、これ個人情報がたくさん含まれる台帳なのです。なおかつ、各人のところに伺って各人の了解が取れたもののみが台帳に登録されるのです。この書き方だと、なにか自動的に高齢者台帳に登録されてしまうように私は読めたので、そこのところの文言は検討してもらえればということです。</p> <p>それから、同じく51ページで、一番下の④福祉タクシー利用料金の助成。高齢者台帳で寝たきりと登録された者と書かれているのですが、できれば高齢者で、特に認知症等が入ってきて免許証の返納をした人、これから増えてくると思うのですが、そのような方にも利用の助成等について考えていただけたらいいのかなと、そのように思います。以上です。</p>
□会長	事務局のほうは、何かありますでしょうか。
○高齢者福祉課（関口）	ご意見として受け止めさせていただきたいと思います。いま現在、免許返納者に対するサービスの中では、佐倉市は実施していませんので、ご意見については検討内容として考えていきたいと思います。以上です。
□B委員	③のほうも検討をお願いします。自動的ではないという文言を入れてもらったほうが、個人情報が入っていることですのでよろしいのかなと思います。登録していいですよという了解を、民生委員が取っていますので。

発言者	内容
□会長	本人の了解を得てということですね、参考にさせていただいて。
□C委員	65ページの共生型サービスの円滑な導入ということで、高齢者と障害者が同じサービスをとることなのですが、いままでもあったと思うのですが、そのときに高齢者福祉課に相談するのか、それとも障害福祉課のほうに相談するのか。いままでは介護保険優先ということで、障害のほうからも65歳になれば介護保険のほうでと言われましたし、40代でも受け付けてくれる場合もありましたし、その辺の決まりというか具体的なものはあるのでしょうか。
○高齢者福祉課（平岡）	現在は、障害のある方は障害の事業所、高齢者の方は介護保険の事業所をそれぞれ利用されるということなのですが、例えば、介護保険の事業所でも障害の事業所として指定登録をおこなって、障害の事業所も介護保険事業所として登録していただくことによって、同じ事業所でそのまま使っていただくことができる。使っていただく制度は、ご指摘のように、まずは65歳になった方は介護保険制度の適用があるものは介護保険を使っていただく。もちろん、その方に合わせたものという視点は欠かせないものですが、障害者の法律でそういった形になっています。まずは同じ事業所を使うことができる、円滑に移ることができるように、指定の意向をいただいた場合は円滑に指定ができるようにというところから始めていきたいと考えています。
□C委員	実際に指定を受けてやりますという事業所が増えているのでしょうか。
○高齢者福祉課（平岡）	まだ検討段階というところと伺っています。
□会長	私も事業者の代表で出ている意味もあるので、62、63ページの話なのですが、ほかの第1章、第2章と比べると、第3章は今後どうするみたいなことがほとんど書いていない気がするのですが、スケジュールみたいなものというのは。左のほうに課題が4つ並んでいて、それに対してこういうことをしますって書いてあるのですが、それをいつまでに何をどうするみたいなことは、あまりプランとしては立てにくいのでしょうか。
○高齢者福祉課（緑川）	在宅医療・介護連携の推進事業については、国から、平成30年度までに各市町村がどういったことに取り組むべきかという手引きが出ていますが、平成31年度以降についてはまだ具体的な指針が出ていないところです。ですので、今後佐倉市がどういったことに取り組むべきかについては、在宅医療・介護の連携の会議がありますので、その中で随時見直し、検討をしながら計画を進めていきたいと考えています。以上です。

発言者	内容
<p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（平岡）</p>	<p>ほかに何かありませんでしょうか。</p> <p>さらにあれば、また第3部が終わった後であらためておこなうこととして、それでは第3部に入ってもよろしいですか。では、お願いします。</p> <p>第3部の説明、本文70ページからとなります。第3部「介護保険サービス量と介護保険料」においては、第1章で介護保険サービス見込量の推計、第2章で介護保険事業費と介護保険料の試算をおこなっています。</p> <p>なお、前回、第6期計画からの変更点として、今回のサービス等の推計は、全国的に国から示された地域包括ケア見える化システムによりおこなっていて、佐倉市でも、このシステムをもとに推計しています。</p> <p>では70ページ、第1章「介護保険サービス見込量」、1「被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計」です。</p> <p>まず、(1)被保険者数の推計ですが、佐倉市では、平成26年11月に後期基本計画の作成時に、独自に人口推計をおこなっていて、今回の第7期計画においても、その数値をもとに推計しています。</p> <p>続いて(2)の要支援・要介護認定者数の推計です。こちらは、見える化システムにて、過去の実績に基づき、男女別、5歳年齢階級別、さらに介護度別で推計した数値を積み上げ、部分的に極端な出方をしていたり現実的ではなくなっている部分を補正した数値です。なお、これらの数値による認定者数や認定率の推移は、14ページのとおりで。</p> <p>続いて2「サービス見込量」です。見込量の推計は72ページ以降です。</p> <p>まず、(1)居宅サービスですが、総量規制のある施設・居住系サービスと異なり、年度間の増減が極端で特異値が発生しやすいことから、推計に用いた利用率等は、平成27年度から平成29年度上半期までの伸び率、その推移を利用しています。また、推計に用いた1人1月当たりの給付費は、平成29年度の実績値に、先に国から通知のありました報酬改定0.54を反映させたものです。時間の都合上、特徴的なもののみ説明します。</p> <p>①の訪問介護は、居宅サービスの中でも利用の多いサービスで、本計画期間中も高い利用を見込んでいます。しかし近年は、回数、人数ともに少しずつ減っている傾向で、27年度と29年度の変動率を用いると減少幅がかなり大きくなってしまいますので、いくつかのパターンを見た結果、一番減少率が少なかった27年度と28年度の変動率等を用いています。なお、要支援1、2の方が利用していた介護予防の訪問介護については、平成29年度中に総合事業に移行していますので掲記していません。</p> <p>②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導は、これまでの実績をもとに見込んだ自然体推計による推計値です。</p> <p>⑥通所介護は、訪問介護と並んで利用の多いサービスで、今後も増加すると見込んでいます。28年度に地域密着型の通所介護が始まった関係で、変動率に関しては28年度と29年度の変動率を用いています。</p>

発言者	内容
	<p>⑦通所リハビリテーションは、自然体推計により利用者数は微増していくと見込んでいます。</p> <p>⑧短期入所生活介護は、現在短期入所をおこなっている事業者の一部に入所への転床希望があること、また、第7期計画の中ではあらたな整備予定がないことから、自然体推計から入所への転床分を除いた推計値としています。</p> <p>⑨短期入所療養介護は、計画中にあらたな整備予定がないので、基本的に自然体の推計にしていますが、要支援は29年度見込みがゼロのため、第7期以降1日、1名分のみ見込んでいます。</p> <p>⑩福祉用具貸与、⑪特定福祉用具購入費、⑫住宅改修については、今後も同等のニーズが継続するという見込みで自然体推計を利用しています。</p> <p>⑬特定施設入居者生活介護は、住宅型から介護付への新たな転換希望があるという事業所の意向を把握していますが、自然体推計の範囲内に収まるため、推計値のままとしています。</p> <p>75ページ中段、(2)地域密着型サービスです。</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、既存の1事業所が休止中ですが、在宅限界点の延伸という観点からも今後ますますニーズが高まるサービスであり、市としては引き続き再開を働きかけるとともに、あらたに第7期の中で公募による増設を見込みたいと考えています。</p> <p>②夜間対応型訪問介護についても、休止のご相談をいただいておりますが、こちらは自然体推計のままとしています。</p> <p>③認知症対応型通所介護は、これまでの実績からサービス利用量を自然体推計で見込んでいます。</p> <p>④小規模多機能型居宅介護は、現在指定2事業所のうち1事業所が休止中です。ただ、在宅介護実態調査でニーズの高かった通いと訪問、泊まりを柔軟に組み合わせることができるサービスのため、第6期の公募によって来年1月に1事業所開設予定のものと併せて、第7期でも新規公募により指定をおこないたい、まず第7期でほぼ前期の水準に戻したいと考えています。</p> <p>⑤認知症対応型共同生活介護、グループホーム。こちらも利用定員があるものですが、今回の計画策定のための調査での整備意向を踏まえながら、今後の認知症高齢者数の推移に合わせた整備を検討したいと考えています。</p> <p>⑥地域密着型特定施設入居者生活介護は、これまでの実績からサービス利用量を見込んでいます。</p> <p>⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型の特養ですが、本来は本市の方のみを対象とした特養なのですが、第6期において公募したものの応募がなかったこと、また第7期でも意向がなかったことから、現在の定員数をもとに利用者数の推移を推計しています。</p> <p>⑧看護小規模多機能型居宅介護は、第2回の懇話会でお諮りした新規整備が少しずつ入っていて、来年度4月から5月頃にずれ込む予定ということで、30年度1カ所、さらに、今後ニーズの高まりが予想されるサービスのため、</p>

発言者	内容
<input type="checkbox"/> 会長 <input type="checkbox"/> D委員	<p>さらに1カ所公募による整備を見込んでいます。なお、利用者数と介護度については、小規模多機能型居宅介護を参考に置いています。</p> <p>⑨地域密着型通所介護は、通所介護と同様に28年度と29年度の変動率を用いて推計しています。</p> <p>(3) 施設サービスですが、まず特養と地域密着型特養の本年の入所待機者が290名で、そのうち前回報告した調査により、半年以内の入所を希望されている方が47.1%、人数にして137人です。これに加え、国から示された介護離職者分63人と療養病床からの転換分62人が、第7期で必要とされる特養の整備数となります。その半面、介護人材の不足が特に入所施設中心に見られることや、施設整備と保険料関連の調査では、「保険料とのバランスをとって最小限のみの整備としてほしい」という方が7割でしたので、①の介護老人福祉施設については、30年度と31年度は、自然体推計に短期入所から入所施設への転床希望分を加えた値、32年度は、先ほどの必要量や施設整備の意向調査を踏まえ、公募による新規2施設それぞれ100名分と50床の増床を見込んでいますが、実際には段階的な開設となることから、このような数値になり、保険料への影響は限定的なものを見込んでいます。</p> <p>また、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設、介護医療院については、自然体推計による見込みです。</p> <p>78ページ、(4) 居宅介護（介護予防）支援は、ケアマネジャーが作成するケアプランの件数を表しています。認定者数の増加に伴い、件数は増加すると見込んでいます。なお、介護予防支援については、総合事業にかかるサービスのみの利用の場合、地域支援事業の介護予防ケアマネジメントによるサービスとなるため29年度は多少減少していますが、これまでのサービスの利用実績から増加を見込んでいます。</p> <p>79ページ、3「施設整備計画」ですが、サービス見込量の説明の中でも触れた新規施設等の整備目標を掲げています。前期までの計画との変更点として、これまで年次ごと、地域ごとであったものが、今回は第7期全体で市域における計画としています。今期までにすでに一定量の整備がされていること、また、実際の整備の実現可能性や事業所における自主性等を重視して、今回は、圏域ごとの公募は見合わせることにしました。</p> <p>第1章「介護保険サービス見込量」についての説明は以上です。</p> <p>以上のご説明について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p>3つほどあります。まず後ろから。</p> <p>施設整備計画は6期が終わった時点で790床、サービス見込みは668。これ結局、他所の人たちのことを踏まえているわけ。佐倉だけで平成29年度末で790床あって、入所者は668ですよ。</p>

発言者	内容
<p>○高齢者福祉課（平岡） □D委員</p>	<p>広域型の施設ですので、やはり他所の方も。</p> <p>他所からの人たちが相当、それだけ入ってきているってことですね。</p> <p>次、72ページ、居宅サービスに移りますけれども、実績や見込み回数、例えば訪問入浴の回数、これ月当たりですか。年ってことはない、月ですよ。要は、居宅サービスということで一番初めに書いてあるわけです。サービス別の見込量については、居宅サービス別利用者の推計値に1人当たりの利用量（回数・日数）を乗じて推計するのはいいのだけど、この数字、1年間なのか、その辺がわからないのです。</p>
<p>○高齢者福祉課（平岡） □D委員</p>	<p>単位を入れるように修正します。</p> <p>例えば、施設サービスなんかは1年間の話なのか、訪問介護1万8千回、これは1ヵ月じゃないのかと思って。ということで、その辺がサービスによって単位が違っているのではないかと思ったので、月当たりだとか、年当たりだとかと入れておいてください。</p>
<p>○高齢者福祉課（平岡）</p>	<p>回数は1ヵ月当たり、人数は1ヵ月当たりの利用者数ですので、その旨がわかるように入れておきます。</p>
<p>□会長</p>	<p>これ1ヵ月当たりの平均値ということなのですね、過去の実績についても。</p>
<p>□D委員</p>	<p>福祉用具貸与なんか、これ年間でしょ。1ヵ月当たり1,437人ですか。延べすると1万数千件くらいになっちゃう。</p>
<p>○高齢者福祉課（平岡） □D委員</p>	<p>すべて1ヵ月当たりです。</p> <p>特定福祉用具購入も月当たり。住宅改修もそうですね。了解しました。</p>
<p>□会長</p>	<p>ちょっと聞き逃したのかもしれないのですが、77ページの介護老人福祉施設のところ、いま668人で、平成37年に1,062人ということなのですが、この方たちを全部受け入れるだけの施設というのは実際にあるのでしょうか。</p>
<p>○高齢者福祉課（平岡）</p>	<p>まだありません。これだけものを急には増やせませんので、段階的に整備していくということです。</p>
<p>□会長</p>	<p>今後整備していく、もっとつくるということ。</p>

発言者	内容
□D委員	7 期中に2施設つくる、この3年間に。
□会長	でも、そのあと高齢者はどんどん減っていくのですよね。施設が余っちゃうのではないですか。
□D委員	多少は減っていても、サービス量は変わらないという予測が出ているのですよ。結局、われわれの世代がずっと生きていて、ずっと使っていると。高齢者は減るのですけれども、結局、いまはどちらかという施設に入らないで、在宅でと言っているのですけど、実態的には、われわれの世代になってくると、後期高齢者になった時点で入ってくるだろうと。その辺が非常に難しいのですよね。
□会長	そういう予測もされているのですか。
○高齢者福祉課長（三須）	やはり一番怖いのは、団塊の世代の方々が平成37年ぐらいになると後期高齢になる。団塊の世代の方々、いま68歳から70歳の方、そこだけで約1万人いる。その方たちが後期高齢になりますと、どっと医療や介護等にきて、認定率も上がると思うのですね。なおかつ、独居の方とか高齢者のみ世帯という方も増えてきますので、そのこの住まいの確保というのが、終の棲家としてどこか用意しなければならない。その場合に、ある一定程度の特養が終の棲家としても必要だろうということで、このような数字となりました。
□会長	<p>一方で、施設を使うとコストもかかるから、できるだけかけたくないというのも本音じゃないのですか。みんな払えないのに、みんな施設に入っちゃまずいなというのもあるでしょうし。</p> <p>病院なんかでも、おそらく2025年越えたら入院患者さんがどんどん減るはずだから、建て替えようという時に、普通の一般床つくってはいは多分だめだろうなって思っていて、今後どうしようかなっていうのがあるのですよ。病院も多少いらなくなると思うのですよね、半分ぐらい減るかも。</p>
□E委員	71ページの地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、予防給付が要支援2のみとなっているのですが、これの意味は。というのは、要支援2の認知症の方だと予防給付じゃなくて、要介護1になるのではないかと思いますけれども。
○高齢者福祉課（平岡）	確かにおっしゃるとおり、認知症があれば要介護1になるのですが、実際に、要支援のままで認知症との診断書によって施設に入っている実態がありまして、使えないというわけではないので、こういう形で記載をしています。

発言者	内容
○高齢者福祉課長（三須）	<p>制度上は、一応、要支援2の方まで利用ができるということになっていて、実態としていまも1名ですけどもいらっしゃるということで、見込まないというわけにはいかないかということです。</p>
□A委員	<p>42ページの②高齢者福祉作業所の関係について、介護とか支援も大切なのですけれども、現役で働いていかないといけない方々も今後増えていくと思うのですが、実際、就労とか収入に、作業所の活用ということで、どれぐらいの方がつながっているかという、その数字とかはあるのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>高齢者福祉作業所を利用されている方が、実際に職業、職に十分就けているのかということですが、講座を開催していますが、なかなか職のほうにつながってはいません。ただ、それだけではなくてシルバー人材センターなどもありますので、得た技術をもって、そういうところにつなげないかということもやっているのですが、なかなかつながっていないというのが実情です。</p> <p>あと、いまお話があったように、生活をしていくうえで収入を得ないと難しいという方については、③のところでのハローワークですとか、そういうところとの連携という形で、職を見つけていただくということにも力をいれています。以上です。</p>
○高齢者福祉課長（三須）	<p>付け加えると、今後この福祉作業所のあり方というのでしょうか、講座の内容も、ここに書かれている部分だけではなくて、もうちょっとつながるような形のものを探検していきたいと考えています。具体的に何だと言われると、例えば実際にできるかわかりませんが、パソコンの習得をやったりとか、職に直接つながるような講座をなんとか検討していきたいと思っています。</p>
□A委員	<p>なにか、伝統工芸的なものが仕事につながっていくのかなとちょっと思ったものですから。</p>
□D委員	<p>64ページ、介護保険サービスの充実という中に、②事業者への支援という形でここにあるのですけれども。私が、いま事業者代表になっていますが、私の場合は県の事業者協議会からの推薦で、たまたま佐倉市在住なものですから、そんなこともあって出ているのですけれども。実態として、佐倉市自体の事業者協議会みたいなものの後援、育成というのは、現在されているのですか。施設協のほうがあるのはわかっているのですけれども、事業者としてやってないと、それこそこれから地域密着だとかなんとかという形の中で、市からの情報伝達とかそういったものにおいては、協議会があったほうが絶対いいと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。</p>

発言者	内容
○高齢者福祉課（平岡）	<p>実際、八千代市などでは、かなり積極的に皆さん動かれているとの情報も得ています。私どものほうでは、できれば自発的に設立していただき、運営等をおこなってもらえればというところで、いま実際に動いているのが、グループホームが市内に8ヵ所あるのですが、こちらは協議会が昨年3月にできまして、自主的な活動が始まったところですので、集団指導等でも紹介しながら、できればサービス種別ごとに団体等結成していただき、私どももそれに関与していくような仕組みを、今後つくっていきたいと考えています。</p>
□D委員	<p>ですから、居宅サービス事業者の中で部会をつくっていったら、全体的に市からも伝えたいものは、居宅サービス事業者の協議会みたいなものを3ヵ月とか4ヵ月とかに1回開催して提案していけば、もうちょっと事業的に図れるだろうなと思って。やっぱり事業者だけでやっていると、やる気のある事業者は先頭になってやるからいいけど、いまほとんどのところ事業所もみんな管理者で、社員がみんなやっているわけで、そこまで出てくる感覚がないと思いますので、そういった面では、市における事業者の管理者連絡会みたいなものを市が応援してあげたほうが、音頭を取ったほうがいいと思いますよ。施設協なんか、うるさいほどいろいろと言っているのでしょ。</p>
□F委員	<p>施設協は、社協さんが事務局になっています。</p>
□D委員	<p>ほかの市の施設協の方はいろいろと言われるようですよね。われわれは居宅、在宅ですから、どちらかというライバルですから。</p>
□会長	<p>いつぐらいまでに、誰がやるというのは決まっているのですか。</p>
□D委員	<p>私が佐倉で事業者、経営者であれば、立ち上げてもいいと思っているのですけど、そうじゃないものですか。</p>
□会長	<p>わかりました。ほかに何かありませんでしょうか。何か言い足りないことは大丈夫ですか。よろしいですか。</p>
□B委員	<p>第3部から離れて全体からということでもいいですか。 全体的にということで1件、59ページです。この席ですぐどうこうというものではないと思うのですが、(2)安心して利用できる交通基盤の整備ですので、ちょっとここでの検討には馴染まないかと思うのですけどね。 ②公共交通の整備というところで、コミュニティバスのことが書かれているのですが、今回、非常に努力していただいて、佐倉市の市域を越えて、隣の市までバスを走らせてくれるということで、頑張ってくれたなど、そこは評価しています。けれども、第三工業団地からの出発で、第三工業団地から</p>

発言者	内容
	<p>佐倉市内に行こうとすると、乗り換えて民間の交通機関を利用しなさいということになると思うのですが、高齢者の方々は、途中での乗り換えとか大変なのです。民間事業を圧迫してもいけません、できれば、第三工業団地から市内まで、途中で乗り降りさせないという形でもいいので、佐倉の駅、京成佐倉駅ぐらいまで何とか延ばしてもらえないかなということ。</p> <p>それと利用料金、今日の広報等を見ても、200円ということで設定してあるのですが、市の循環バスのほうは100円でやっているの、何とかコミュニティバスのほうも、民間のバス等が走っていない区域ですので、こちらのほうも同じように何とかできないかということ、担当するところとちょっと協議をしてもらえればと。これは、この席ですぐどうこうできるものではないと思いますが、ただ、ちょっとそのようなことを感じたということをお願いしたいと思います。</p>
□会長	<p>だいたい何人ぐらい乗る方がいそうなのでしょうか。</p>
□B委員	<p>今回、特に私どもの区域については、千城台の駅までバス延ばしてもらえるのですよ。これ利用しなかったら、またなくなってしまうのではないかと、結構利用してみようという声は聞こえてきています。ただ、千城台のほうへは私の住んでいるところ周辺が一番恩恵を受けるのですよ。ですので、南部地区全体がそう思っているかどうかはわからないのですが、今回は結構利用してみようという声は聞こえてきています。</p>
□G委員	<p>保険料のことは、まだこれからですか。</p>
□会長	<p>これからですね。では、そちらにいきますか。また何かあれば戻ればいいので、それではよろしくお願いします。</p>
○高齢者福祉課（平岡）	<p>第3部、第2章「介護保険事業費と介護保険料」です。本日お配りした資料は、1月5日時点での確定済み事項を反映して作成していますので、すでに通知のありました0.54%の介護報酬改定率は反映しています。ただ、今後システムや国の通知があらたにあった場合は、多少の変動があることを申し添えます。</p> <p>では、80ページの1「費用負担と財源構成」。介護保険制度にかかる費用は、利用される方がその負担能力に応じ、1割または2割を負担しています。それ以外の部分を、65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が保険料として半分、残りの半分を国、県、市が公費として負担するということになっていて、その割合を①の円グラフにて表示しています。</p> <p>第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合については、両者の人口比率によるもので、第5期は21%対29%、第6期は22%対28%でしたが、</p>

発言者	内容
	<p>今回は23%対27%と、高齢化の進展を受けての変更となっています。</p> <p>また、右下の円グラフですが、包括的支援事業・任意事業費については、第2号被保険者の負担はなく、その分まで公費で賄われますが、第1号被保険者の負担割合が1%増加した分、国は0.5%、県と市は0.25%ずつ負担割合が減少しています。</p> <p>続いて81ページ、2「事業費の見込み」、(1)サービス別給付費では、先ほど第1章でお示したサービス種別ごとの利用見込量に基づき、改定率を含んだ報酬を乗じた推計値を掲載しています。なお、居宅サービスのうち介護予防サービスについては、平成29年度と30年度を比較しますと3億強減少していますが、これは総合事業の開始に伴い、地域支援事業に組み替えられたもので、総額ベースでは増加となっています。</p> <p>続いて次の82ページ、標準給付費と地域支援事業費等です。前ページでは総給付費の推計をしましたが、この総給付費から2割負担となる一定以上の所得がある利用者負担分を差し引いたものが、この表の上から2つ目、総給付費（一定以上所得者負担の調整後）です。これに、補足給付となる特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額に加え、国保団体連合会への算定対象審査支払手数料を足したものが、給付にかかる費用の総額である標準給付費見込額ということになります。</p> <p>標準給付費見込額が第7期合計で約320億、地域支援事業費が第7期合計で28億となり、この標準給付費見込額と地域支援事業費の見込額を合計したものが、第1号被保険者の保険料を算定するもとになります。</p> <p>第7期においては、足して約348億円となりますが、この金額に先ほどの第1号被保険者の負担割合23%を乗じたのが、第1号被保険者負担分相当額で、第7期の合計では約80億円となります。</p> <p>さらに、このほかに第1号被保険者が負担すべきものとして、その下の調整交付金、これは後期高齢者の割合や所得水準の違いによって生じる市町村間の格差を調整するために、介護保険の総事業費の5%を上限として国から交付されるもので、交付上限だと約17億円となるのですが、実際に佐倉市が交付を受けられるのは約2億円程度となっていて、この差額は保険料として第1号被保険者が負担することとなりますので、これを先ほどの80億円に加えると約95億円となります。</p> <p>この95億円から、これまでの貯金というべき介護給付費準備基金からの取り崩し金、現在の試算段階では2億円弱を入れているのですが、こちらを引いた金額約93億を、これからの3年間で第1号被保険者の方に保険料として納めていただくこととなります。</p> <p>次のページ、3「第1号被保険者の保険料」、1人当たりの保険料を算定する基準となる基準額を算出するためには、先ほどの約93億円という金額を、3年間の第1号被保険者の延べ人数で割ります。延べ16万4,473人で</p>

発言者	内容
	<p>すが、実際には後ほど説明する所得段階ごとに負担割合が違いますので、補正した人数で割ることになり、これが17万8,042人となります。あと、滞納等により全額は収納できないことも見込まなければならないので、さらに見込み収納率で割り返したうえで、月割りとして算出した保険料基準額が、今期は月額4,500円となります。この基準額に、所得段階区分に応じた比率を乗じたものが、それぞれ一人ひとりの保険料となります。</p> <p>現時点では、収納率を第6期と同様の97%で見込んで試算していますが、過去3年間の平均収納率は98%を上回っている状況ですので、今後、直近の収納状況を確認しながら最終的な調整作業をおこなう予定です。現在の試算では、収納率97%とした場合の基金投入前の額が4,589円です。98%の収納率とした場合は4,542円となり、それぞれの端数を基金で調整するという形を想定していますので、そのようにご認識ください。</p> <p>この介護給付費準備基金については、保険料の剰余額を積み立てることにより形成するものですが、第6期終了時には約25億円に達する見込みで、この一部を充当することで第7期保険料を月額4,500円とし、基金の残額については、第8期以降の高齢化の進展に伴い、保険料の急激な上昇が見込まれるため、その抑制のために計画的に充当していきたいと考えています。</p> <p>続いて84ページの(2)保険料段階設定の考え方です。第6期計画において、国の保険料段階が6段階から細分化されて9段階となりました。市では、その時点で第5期計画の保険料率を踏まえ、第9段階を所得に応じて多段階化し、第10段階を設定しています。</p> <p>ちょっと見にくいのですが、85ページの表の中段、網掛けしてある第5段階が基準段階、保険料率は1.00で、4,500円を月額とした場合、年額保険料は54,000円となります。この段階よりも所得の低い方が第1段階～第4段階、所得の高い方は第6段階～第10段階となります。</p> <p>今回、第7期における主な変更点としては、84ページの①～③で記載しているとおりです。このうち①の低所得者の保険料軽減強化については、国から確定事項の通知がまだ届いていないことから、未確定ではありますが、保険料額への影響はないことを担当にて確認しています。</p> <p>以上、第2章「介護保険事業費と介護保険料」についての説明となります。</p>
□会長	<p>ありがとうございました。数字の話で、少々簡単じゃなくて難しかったのですがけれど、何かご意見、ご質問はないでしょうか。</p> <p>少し安くなるってということですね。</p>
○高齢者福祉課(平岡)	<p>はい、4,700円から4,500円になります。</p>
□会長	<p>それだけ聞くと、よかったかなって気がするのですが、どうですか。</p>

発言者	内容
□G委員	準備金が減るのは、大丈夫なのですか。準備金を食いつぶすおそれはないのですか。
○高齢者福祉課（平岡）	実際に介護保険は3年間で、1年目はちょっと余って、2年目はトントンで、3年目は1年目の余りで調整してそれが余ったら基金に積むということで、いままで基金を形成していましたが、今回、第6期で思うように施設整備等が進まなかったことから、いま基金残額が約25億円あります。それだけだと逆にもっと下げられるのではないかというようなご意見もあるかもしれませんが、ただ今後の想定だと、高くなってしまうということもありましたので、このように設定しました。
□G委員	先ほど、第1号被保険者と第2号被保険者の割合が変わると説明がありました。それで、保険料を下げていくと、国や県や市の介護保険の費用というのも減っていくのですか、予算みたいなもの。これは基本的に減らない形になるのでしょうか。
○高齢者福祉課（平岡）	国が出す率、県が出す率、市が出す率というのはもう決まっています。今後の給付費の見込額を見ると、これから年々高くはなりますので、今回例えば保険料が下がったからといって、その分、国等が多く拠出するというわけではなくて、半端な部分を基金で穴埋めをしましょうということで、あくまで今回は端数調整に用いています。
□G委員	85ページのハッチングの下のほうの方が余分に負担するという事はないのですか。所得に合わせて10段階にする。その場合、基準になるハッチングの部分の方は年間2,400円ぐらい減るだろうなど。その穴埋めを高額所得者でするってということはないのですか。
○高齢者福祉課長（三須）	保険料については、所得に応じた応能負担というのでしょうか、負担できる所得に応じて保険料の差が出てくるという仕組みになっていまして。
○高齢者福祉課（平岡）	今回に関しては400万円以上の方は一緒ですので、例えば、もっとさらに所得の高い層をつくって、さらに率を乗じましょうという改定は、今回はおこなっていません。
□G委員	私は、それをやってほしいと思っていたのです。国の所得税にしても、住民税にしても、天井が非常に低いですよね。介護保険も10段階で閉じちゃうと、もう私みたいにギリギリの方も、現役の大変な収入のある方も、天井は一緒になってしまう。

発言者	内容
<p>○高齢者福祉課（平岡）</p> <p>□会長</p>	<p>先々ももちろん、毎回検討をしていくべき課題だとは認識しています。</p> <p>何か、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか、特にないですか。では、皆さんよろしければ、以上の素案を了承するという事で、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局において、各委員の意見を踏まえて最終的な確定作業を進めていただくということで、よろしく申し上げます。</p>
<p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（富岡）</p>	<p>続きまして、議事（２）「地域包括支援センターの評価結果について」、これも事務局のほうからお願いします。</p> <p>佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会は、地域包括支援センターの運営協議会としての機能も兼ねています。したがって、地域包括支援センター業務委託法人の運営に関して、ご意見をいただく場となっていますので、本日の議題としています。それでは、評価結果について説明します。</p> <p>地域包括支援センターの評価については、資料２の１ページ、佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱に基づき、平成２９年１０月２７日に評価委員会を開催しました。評価の経過は、３ページ、平成２９年度佐倉市地域包括支援センター運営に関する評価についてに記載のとおりです。評価は、平成２９年度の上半期の事業実績と運営状況について、要綱第８条に規定されている、業務全般の運営体制及び管理、委託業務である包括的支援事業、一般介護予防事業の区分ごとに実施しました。</p> <p>評価にあたっては、５ページの評価基準に基づく平成２９年度佐倉市地域包括支援センター評価表を各法人に配布し、自己評価をおこなっていただきました。その自己評価の結果と業務の実施状況について、センターや法人本部職員に評価委員会でご説明いただき、評価委員による質疑を実施しました。</p> <p>評価表の評価項目は、共通業務として運営体制及び業務管理、次に包括的支援事業、さらに一般介護予防事業について、各業務基準に基づき評価しています。６ページの各評価項目について、３点を基準として評価しました。７ページの平成２９年度佐倉市地域包括支援センター運営に関する評価総括表が、その評価結果になります。</p> <p>最終評価は、要綱第９条の規定により、評価基準の合計点が満点の６０％を満たしているか、評価シートの各大項目の小計が満点の５０％を満たしているか、また、法人に管理運営の改善計画を求める必要があるかということを確認しました。</p> <p>その結果、総括表のとおり、評価基準の合計点は５カ所すべてが基準を満たしていることから、改善計画を求めることが必要なセンターはなく、すべての地域包括支援センターが良好な運営状況であるとの結果になりました。</p> <p>この評価委員会の評価結果を受け、現在の委託法人を平成３０年度の委託</p>

発言者	内容
<p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（富岡）</p> <p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（富岡）</p> <p>□会長</p>	<p>契約締結候補者として、契約締結に向けた協議を進めていきたいと思っています。説明は以上となります。</p> <p>以上のご説明について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。毎年、去年も一昨年もこういう評価をして、見せていただいて、別に問題ないのはわかっているし、地域包括支援センターの方たちもよく知っていますが、みなさんいい人ばかりで、ちゃんとやっているのもわかっているのですが、これ、基本は自己評価なんですけども、利用されている方の意見など、第三者的な評価は。</p> <p>この評価にあたっては、アンケートをいただいていて、民生委員、あとは包括センターの利用者の方、それから各事業所、ケアマネジャーからの意見も受けて、その結果も評価に反映しています。</p> <p>この点数の中に入っているのですね。</p> <p>はい。この点数の中にも、それを加味してつけてさせていただいています。</p> <p>わかりました。</p> <p>何かありませんでしょうか。特になければ、これで終了となりますが、何か言い残したことはありませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>事務局のほうからは、何かありますか。ないですか。</p> <p>では、本日の議事はすべて終了します。ありがとうございました。</p>
<p>○高齢者福祉課長（三須）</p>	<p>岩淵会長におかれましては、議長のほうをお務めいただき、ありがとうございました。</p> <p>今年度予定していた懇話会については、すべて終了しました。来年度の懇話会については、別途調整、連絡をさせていただきます。</p> <p>それでは、これにて、「平成29年度第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>